

○文部科学省告示第九十号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十八年五月二十七日

文部科学大臣 駐 浩

スペードス型女性像	彩色スペードス型女性像	ヴァイオリン形女性像	指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」といいう。）の名称	指定をした日
同右	同右	平成二十八年五月 二十七日	平成二十八年五月 三十日から平成二十九年四月二十七日まで	指定の有効期間
同右	同右	日本放送協会事業センター 事業センター長 小野 昭一 東京都渋谷区神南二丁目 独立行政法人国立文化財機構東京国 立博物館 館長 錢谷 真美	日本放送協会事業センター 事業センター長 小野 昭一 東京都渋谷区神南二丁目 独立行政法人国立文化財機構東京国 立博物館 館長 錢谷 真美	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
同右	同右	東京都台東区上野公園十三十九 株式会社朝日新聞社企画事業本部 本部長 市村 友一 東京都中央区築地五丁目 株式会社NHKプロモーション 代表取締役社長 旭 充 東京都渋谷区神山町五丁目 NRB ル 長崎県美術館 館長 米田 耕司 長崎県長崎市出島町二丁目 神戸市立博物館 館長 梶本 日出夫 兵庫県神戸市中央区京町二十四 平成二十八年十二月二十三日から平成二十九年四月二日まで	東京都台東区上野公園十三十九 平成二十八年六月二十一日から同年九月十九日まで 九日まで 長崎県長崎市出島町二丁目 平成二十八年十月十四日から同年十二月一日まで 一日まで 神戸市立博物館 兵庫県神戸市中央区京町二十四 平成二十八年十二月二十三日から平成二十九年四月二日まで	予定の期間
同右	同右			指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する